

再 評 価 調 書 (案)

I 事業概要					
事業名	漁港漁場事業（漁港区域海岸改良事業）				
地区名	あかばねぎょこうかいがん 赤羽根漁港海岸				
事業箇所	田原市赤羽根町地内				
事業の あらまし	<p>赤羽根漁港海岸の位置する遠州灘沿岸は、静岡県御前崎から愛知県伊良湖岬に至る沿岸であり、我が国有数の長大な砂浜が続く漂砂海岸である。このうち、赤羽根漁港海岸は渥美半島の中央部に位置し、年間を通してサーフィン、パラグライダー、魚釣り等の海洋性レクリエーションの場として親しまれている。</p> <p>赤羽根漁港海岸は県内で最も早く津波が確認される漁港海岸であることに加え、漁業活動の利便性を優先し、海岸保全施設が整備されていない箇所が存在するため、津波の襲来時には地盤高の低い背後集落が浸水する恐れがある。そのため、漁業関係者と調整の上、海岸保全施設の整備を行い、津波からの生命・財産の安全性の確保、被災の軽減を図り、情報提供施設の整備を行い、海岸利用者の避難誘導に役立てる。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 海岸保全施設を整備し、津波から背後地を保全する。また、情報提供施設を整備し、海岸利用者の避難誘導に役立てる。</p> <p>【副次目標】（必要に応じて記載する） 該当なし</p>				
計画変更 の推移		事業採択時	再評価時	変動要因の分析	
	事業期間	H25～H29	H25～H39	事業内容の変更に伴う延伸	
	事業費（億円）	1.5	8.1	事業内容の変更に伴う増額	
	経費 内訳	工事費	1.5	8.1	事業内容の変更に伴う増額
		用補費	-	-	-
その他		-	-	-	
事業内容	胸壁 L=230m(T.P.+4.0m) 情報提供施設 N=1式	胸壁 L=490m(T.P.+8.6m) 情報提供施設 N=1式	設計津波高の変更（上昇）に伴う海岸保全施設の天端高の変更と施設の延長		
II 評価					
① 事業の 必要性の 変化	1) 必要性 の変化	<p>【事業採択時の状況】 本海岸の一部箇所には、漁業活動の利便性を優先し、海岸保全施設が整備されていない箇所が存在するため、背後集落が津波に対して無防備な状況にある。そのため、早期に胸壁を整備し、津波から背後集落を保全する必要がある。また、県内で最も早く津波が到達すると予想される地区であるため、海岸利用者の避難誘導に役立てる情報提供施設を整備する必要がある。</p> <p>【再評価時の状況】 依然として、津波に対して無防備な状況にある。さらに、H26の設計津波高の変更（上昇）により、津波による浸水想定範囲が拡大した。このため、海岸保全施設の天端高をT.P.+4.0mからT.P.+8.6mへ変更するなど更なる対策が必要となっている。</p> <p>【変動要因の分析】 H26に設計津波高が変更（上昇）となり、津波による浸水想定範囲が拡大している。</p>			
	判定	A	<p>A : 事業着手時に比べ必要性が増大している。 B : 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。 C : 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p> <p>【理由】 設計津波高の変更（上昇）により、浸水想定範囲が拡大しているため。</p>		

③ 事業の効果の変化	1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）の変化	<p>【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析の算定基礎となった要因変化の有無】 設計津波高の変更（上昇）による被害面積等の拡大や事業内容の変更</p> <p>【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>事業採択時 (基準年：H24)</th> <th>再評価時 (基準年：H30)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">費用 (億円)</td> <td>事業費</td> <td>-</td> <td>6.69</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持管理費</td> <td>-</td> <td>0.61</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計（C）</td> <td>-</td> <td>7.30</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">効果 (億円)</td> <td>被害浸水区域（津波）の被害軽減効果</td> <td>-</td> <td>13.80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計（B）</td> <td>-</td> <td>13.80</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(参考)算定要因</td> <td>胸壁天端高</td> <td>T.P.+4.0m</td> <td>T.P.+8.6m</td> <td>費用増加要因</td> </tr> <tr> <td>胸壁延長</td> <td>L=230m</td> <td>L=490m</td> <td>費用増加要因</td> </tr> <tr> <td colspan="2">費用対効果分析結果（B/C）</td> <td>-</td> <td>1.89</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※金額は、社会的割引率（4%）を用いて現在の価値に換算したもの。 ※事業採択時（H24）は、一定規模未満事業につき、費用対効果分析を実施していない。</p> <p>【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】 「海岸事業の費用便益分析指針（改訂版）」（平成16年6月農水省農村振興局・水産庁、国交省河川局・港湾局）により、費用対効果分析を行った。</p> <p>【変動要因の分析】 設計津波高の変更（上昇）に伴い、事業費や被害面積等が増大している。</p>			区分		事業採択時 (基準年：H24)	再評価時 (基準年：H30)	備考	費用 (億円)	事業費	-	6.69		維持管理費	-	0.61		合計（C）	-	7.30		効果 (億円)	被害浸水区域（津波）の被害軽減効果	-	13.80		合計（B）	-	13.80		(参考)算定要因	胸壁天端高	T.P.+4.0m	T.P.+8.6m	費用増加要因	胸壁延長	L=230m	L=490m	費用増加要因	費用対効果分析結果（B/C）		-	1.89	
	区分		事業採択時 (基準年：H24)	再評価時 (基準年：H30)	備考																																								
	費用 (億円)	事業費	-	6.69																																									
維持管理費		-	0.61																																										
合計（C）		-	7.30																																										
効果 (億円)	被害浸水区域（津波）の被害軽減効果	-	13.80																																										
	合計（B）	-	13.80																																										
	(参考)算定要因	胸壁天端高	T.P.+4.0m	T.P.+8.6m	費用増加要因																																								
		胸壁延長	L=230m	L=490m	費用増加要因																																								
費用対効果分析結果（B/C）		-	1.89																																										
2) 貨幣価値化困難な効果の変化	<p>【事業採択時の状況】 該当なし</p> <p>【再評価時の状況】 該当なし</p> <p>【変動要因の分析】 該当なし</p>																																												
判定	A	<p>A：事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。 B：事業着手時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。 C：事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない。</p> <p>【理由】 費用対効果分析結果から十分な効果が期待できる。</p>																																											
Ⅲ 対応方針（案）																																													
継続	<p>中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。</p>																																												
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容																																													
<p>■対象（事業完了後 5 年目） □対象外 【事業完了後 5 年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>【主な評価内容】 津波等による被害状況の確認</p>																																													
Ⅴ 事業評価監視委員会の意見																																													
Ⅵ 対応方針																																													